

令和元年度国民健康保険税について

■令和元年度の限度額はつぎのとおりです(下表)

令和元年度は、平成30年度と比較して医療分の課税限度額が3万円引き上げられました。

■納税通知書は、世帯主の方に7月初旬頃お送りします

4月1日を基準に、国民健康保険被保険者の方がある世帯に、『令和元年度国民健康保険税納税通知書』をお送りします。

納付書または口座振替による納付は年8回です。

なお、年金から差引きは年6回の偶数月です。

■保険税の計算方法

①所得割額

世帯の被保険者の方の令和元年度の総所得金額(平成30年中)から33万円を控除した(引いた)

額×各区分の税率(下表)

②均等割額

医療分・後期高齢者支援金分は、被保険者全員の方に、介護納付金分は、40歳から64歳までの介護保険2号の方に課せられます。また、世帯の総所得金額に応じて、均等割が軽減されます。

■非自発的失業者の方には軽減制度があります

65歳未満の方で、リストラなどで職を失った方の国民健康保険税については、失業時からその翌年度末の間、前年の給与所得を3割として計算します。

〔対象となる方〕

- ・雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇などにより離職した方)
- ・雇用保険の特定理由離職者(雇い止めなどによ

り離職した方)
〔軽減を受けるには〕
雇用保険受給資格者証と印鑑を持参して、役場住民課で手続きが必要です。

■国民健康保険の加入・資格喪失について

国民健康保険に加入される方は、退職の証明書などを持参のうえ、役場窓口まで加入の手続きをしてください。加入の手続きが遅れた場合は、遡って資格を取得します。

国民健康保険税は、届出された日からではなく、資格を取得した月の分から納めます。

また、会社に就職した、家族の扶養に入ったなどで、国民健康保険をやめられた方は、新しい健康保険証を持参のうえ、役場窓口まで国民健康保険の資格の喪失の届出をしてください。資格喪失の届出がないと、社

会保険料と二重で保険税を納付することになります。

※問い合わせは、住民課 ☎ 83・2190

【都税について】

☆中小企業者向け
省エネ促進税制

法人事業税

個人事業税の減免
東京都では、中小企業者が行う省エネ設備などの取得を支援するため、法人事業税、個人事業税を減免しています。

詳細は、主税局ホームページ「へ東京版環境減税について」をご覧ください。

※問い合わせは、

- ・中小企業者向け省エネ促進税制については、八王子都税事務所事業税課 法人事業税班 ☎ 042(644) 1115
- ・個人事業税班 ☎ 042(644) 1114
- ・地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器については、クールネット東京 ☎ 03(5990) 5091

区分	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額
令和元年度	5.20%	26,500円	61万円	1.70%	9,500円	19万円	1.75%	11,500円	16万円
平成30年度	5.20%	26,500円	58万円	1.70%	9,500円	19万円	1.75%	11,500円	16万円
比較	±0%	±0円	+3万円	±0%	±0円	±0万円	±0%	±0円	±0万円